

令和3年度 広島県相談支援従事者現任研修 応募要領

1 目的

地域の障害者などの意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援などの援助技術の習得や、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

3 研修日程

新型コロナウイルス感染症対策として、全日程をオンライン(ZOOM)にて実施します。研修の途中での会場変更はできません。

会場①	1・2日目	6月16日(水)・17日(木)
	3日目	8月18日(水)
	4日目	11月4日(木)
会場②	1・2日目	6月22日(火)・23日(水)
	3日目	8月19日(木)
	4日目	11月5日(金)

4 受講要件

次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 相談支援専門員として従事しようとする者

イ 令和3年度が現任研修の受講期限である者。ただし、令和2年度が現任研修の受講期限であり、令和2年度の現任研修中止に伴い、現任研修を修了したとみなされている者(みなし修了者)を含む。

なお、今年度の現任研修は受講者の大幅な増加が見込まれることから、令和4年度以降が現任研修の受講期限である者は受講対象外とします。

【詳細(下記のいずれかに該当すること)】

1	平成28年度に初任者研修(5日間)を修了した者
2	平成27年度に初任者研修(5日間)を修了した者 ※みなし修了者
3	平成22年度に初任者研修(5日間)を修了し、かつ、平成27年度末までに現任研修を修了した者 ※みなし修了者
4	平成23年度に初任者研修(5日間)を修了し、かつ、平成28年度末までに現任研修を修了した者
5	平成18年度に初任者研修(5日間)を修了し、かつ、平成24年度当初から平成28年度末までの間に現任研修を修了した者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人(所属もしくは所属予定等の法人)からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

なお、研修受講前及び受講中に、辞職等により研修受講等に係る責任を負う法人からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び法人に確認の上、受講不可とする場合があります。また、受講決定後に推薦法人を変更することはできません。

エ 県が定める事前課題を自らが作成・提出し、県による審査の上で受理された者

5 受講申込みと決定

(1) 申込み方法

研修事務局にメールにて申込みをしてください。郵送, FAX, 持込みによる提出は受け付けません。

提出先	申込期限
宛先: web@satukikai.com 件名: 研修申込み	5月12日(水) 必着

(2) 提出書類

必要様式は広島県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用してください。

必要書類		様式
受講推薦(申込)書 (エクセル形式で提出)		様式1
添付書類 (PDF で提出)	ア 相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し	修了証書の写し
	イ 最新の相談支援従事者現任研修の修了証書の写し (平成18年度・22年度・23年度の初任者研修修了者のみ)	修了証書の写し
	ウ 合理的配慮申出書 (合理的配慮を要する場合のみ)	様式2
※受講推薦(申込)書はエクセル形式です。 PDF への変換はせず、 エクセルファイル(.xlsx)のまま提出してください。 ※添付書類ア・イ・ウはPDF形式にて提出してください。		
必要書類の掲載場所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin03.html		

※ メール申込みを受理しましたら、申込時のメールアドレス宛に到着メールをお送りします。

土日祝を除く3日以内に到着メールが届かない場合は、受理できておりませんので、研修事務局(082-275-5445)まで御連絡ください。御連絡のないまま申込期限を超過した場合には、受講を認められない場合があります。土日祝は到着メールをお送りできませんので、予めご了承ください。

(3) 留意事項

ア 受講推薦(申込)書等に不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申込を受け付けない場合がありますので、よく内容を確認した上で送付してください。特に氏名の漢字、生年月日は受講推薦(申込)書に記載のとおり修了証に印字されますので間違いのないよう、確認してください。

イ 様式1「受講推薦(申込)書」はエクセル形式のままメールに添付してください。

ウ 添付書類ア・イ・ウはPDF形式にて、様式1「受講推薦(申込)書[エクセル形式]」と一緒に、メール送信してください。

エ メールアドレス記入欄は、間違いの無いように記載してください。

6 受講費用

1人 22,000円

振込先など詳細は受講決定通知と併せてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。受講決定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合は受講不可とする場合があります。受講費用納入後は、いかなる場合も返金はできません。

7 受講決定

受講が決定した者には、「受講決定通知」を申込時のアドレス及び受講推薦(申込)書に記載された受講者本人のメールアドレスの双方に対し、メールにてお送りいたします。また、「研修テキスト」は、別途送付いたします。受講決定後の受講者や会場の変更はできません。

受講決定通知日	方法
5月下旬	受講推薦(申込)書に記載の連絡先へメール ※5月24日(月)までに届かない場合はお問い合わせください。

8 事前課題について

この研修の受講には事前課題の提出が必要です。事前課題は4月末頃に県のホームページに掲載しますので必ずご確認ください。

【掲載場所】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin03.html>

9 実習について

令和2年度から、演習1・2日目と3日目の間の期間(実習①)及び演習3日目と演習4日目の間の期間(実習②)に、基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所等で自身の作成した課題について助言・指導を受けることや自立支援協議会への参加体験等を行うことが必要となりました。実習に関するガイダンスは研修の中で行います。

10 問い合わせ

申込みや研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

申込み・問い合わせ先	電話番号	受付時間
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局	082-275-5445	平日 9:00~17:00